桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式 整備事業

事業者選定基準

令和5年7月

桑名市上下水道部

【事業者選定基準】

目 次

1	事業者選定基準の位置づけ	. 1
2	事業者選定の概要	. 1
	1) 事業者選定の方式	. 1
	2) 事業者選定の方法	. 1
	3) 事業者選定の体制	. 1
3	優先交渉権者決定の手順	. 2
4	応募資格の審査	. 3
	1) 応募資格の審査	. 3
	ア)応募資格審査書類の審査	. 3
	イ)応募資格要件の審査	. 3
	2) 応募資格審査結果の通知	. 3
5	提案評価	. 4
	1) 提案書類の確認	. 4
	2) 提案内容の審査	. 4
	ア)提案内容の審査	. 4
	イ)得点化方法	. 5
	3)総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定	. 6
	ア)総合評価点の算定	. 6
	イ)最優秀提案者等の選定	. 6
	4) 優先交渉権者の決定	. 6
	5)審査結果の通知及び公表	. 8

1 事業者選定基準の位置づけ

桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業事業者選定基準(以下、「事業者選定基準」という。) は、桑名市が桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業(以下、「本事業」という。)の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

2 事業者選定の概要

1) 事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計及び施工に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2) 事業者選定の方法

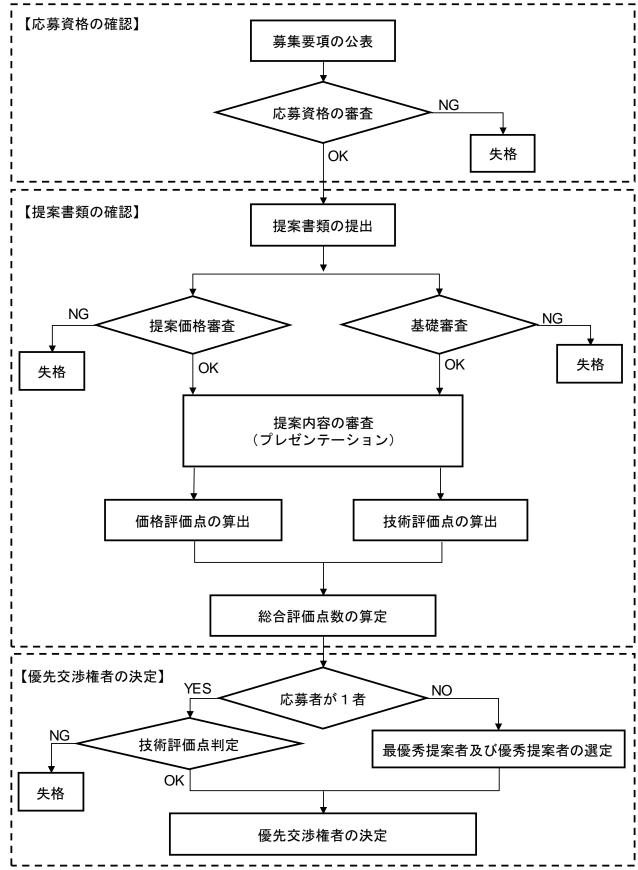
事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確 実性等の審査を行う。

3) 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、桑名市が基礎審査及び提案価格の審査を行ったうえで、桑名市が設置した桑名市水道管路更新事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者(以下、「優秀提案者」という。)の選定を行い、桑名市は、選定委員会の選定結果により、本事業における優先交渉権者を決定する。

3 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



4 応募資格の審査

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

桑名市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書 類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

桑名市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査 する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、募集要項「第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3.2応募者の備えるべき応募資格」のとおりとする。

2) 応募資格審査結果の通知

桑名市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

5 提案評価

1) 提案書類の確認

桑名市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。軽微な書類不備等のある場合、必要な資料の追加提出を求める。

2) 提案内容の審査

ア) 提案内容の審査

(1) 提案価格審査

桑名市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格 を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時に価格の 妥当性等についてヒアリングを行う。

(2) 基礎審査

桑名市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 結果の通知

桑名市は、提案価格審査及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼン テーションの日程を応募者の代表企業に伝える。

(4) 提案内容の審査

提案価格審査及び基礎審査後、選定委員会は、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

① 実施時期

令和6年1月上旬

② 実施場所

桑名市多度地区市民センター3階 305会議室

(三重県桑名市多度町多度1丁目1番地1)

③ 出席者

出席者(説明者)は応募者1者あたり5名までとする。また、統括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1者50分以内(プレゼンテーション25分以内(準備含む)、ヒアリング20分以内、片付け5分)とする。なお、プレゼンテーション時間を1分超過した時点で説明を打切り、ヒアリングに移行する。

⑤ 実施方法

プレゼンテーションは選定委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

⑥ 使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター(VGAケーブル、HDMIケーブル含む)を設置している。 これら以外のパソコン等の機器は、各応募者が用意すること。

- ⑦ その他
 - ・プレゼンテーションは非公開で実施する。
 - ・説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

(5) 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化(以下、「技術評価点」という。)を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 5-1 審査項目及び配点

評価項目(大項目/中項目) 配点		評価項目(小項目)		評価の視点	様式番号		
1. 技術評価点			70				
	1-1 企業・配置予定技術者の実績 応募スキームの内容		1	1	建設企業設計企業	1. 建設企業の場合、工事実績 2. 設計企業の場合、業務実績。ただし、建設企業と兼務する場合、そ の限りではない。	様式番号 Ⅳ-1
		4	1	2	建設企業 設計企業	過去15年間に完成した元請としての水道管路の設計施工一体型事業の 実績	様式番号 IV-1
			1	2	配置予定技術者	 建設企業の場合、配置予定技術者の工事実績 設計企業の場合、配置予定技術者の業務実績 	様式番号 IV-2
			1	2	水道配管技能士	水道配管技能士の配置予定人数	様式番号 IV-3
	1-2 業務計画に関する提案	17	8	1	業務実施方針	1. 品質及び工程管理の観点から、業務フロー上の重要と考えられている事項の指摘 2. 構成員以外の市内業者の連携方針の記載	様式番号 IV-4
			9	2	業務実施体制	1. 応募者の各構成員の役割分担の明確性 2. 配置人員の体制 3. 発注者との連絡体制	様式番号 IV-5
	1 - 3 設計・施工・工期等に 関する提案	32	9	1	調査・設計計画	工法(仮設工法を含む)及び業務全体の一体的な設計手法(設計施工一 括に特化した項目)に工夫の記載	様式番号 IV-6
			9	2	施工計画	1. 安全・品質管理に関する工夫(ICTの活用など) 2. 工期短縮の工夫 3. 地域特性(住環境、道路状況(交通量など))に応じた施工計画	様式番号 IV-7
			9	3	工事の確実性	1. 道路管理者との協議期間、準備(住民周知など)期間、検査期間の 配慮 2. 設計施工一括による工程管理の工夫	様式番号 IV-8
			5	4	非常時の対応	緊急時における連絡体制だけでなく、各工区の具体的な対応(避難箇 所、ルート、復旧支援)の記載	様式番号 IV-9
	1-4 環境配慮に関する提案	7	7	1	環境対策	建設副産物の予定処理場、環境配慮事項報告(桑名市)の実施、及び SDG s への取組(ゴミ、建設機械など)の記載	様式番号 IV-10
	1-5 地域貢献に関する提案	7	7	1	地域経済	1. 市内に本店・支店等を有する企業の活用についての具体的な提案 2. 資材の購入に関して桑名市の企業を活用 3. 地元企業の活用や現場見学会の開催	様式番号 IV-11
	1-6 その他(コラボ・ラボ桑名での 提案)	3	3	1	提案の評価	サウンディング調査時(令和4年1月)に優れた提案があったか。	-
2.	価格評価点	3	0				
	2 - 1 費用に関する評価	3	0	1	提案価格	提案価格を点数化して評価する	様式 Ⅲ-3
3.	総合評価(1+2)	10	00				

イ) 得点化方法

(1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり5段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各選定委員別に行う。各応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。

なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
В	AとCの中間	配点×0.75
С	平均的である	配点×0.50
D	CとEの中間	配点×0.25
Е	満足できない/能力が乏しい	配点×0.00

なお、技術評価点の「1-6 その他」は、令和3年12月から実施したサウンディング型市場調査時の提案についての評価である。サウンディング型市場調査に参加し、提案した事業者については、既に評価し、得点化している。

(2) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

提案価格に記載された金額について、下記の「提案価格の点数化方法」に基づき、点数化を行う。

< 提案価格の点数化方法(価格点の算出方法) >

価格点=30点×(最低提案価格/当該提案価格)

応募者のうち、提案価格が最低となった者を第1位として、価格点の満点(30点)を付与する。 その他の応募事業者の価格点は、第1位の提案価格(最低提案価格)と当該応募事業者の提案価格 (当該提案価格)との比率により算出する。

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

ア) 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点(100点満点)を算出する。 総合評価点 = 技術評価点(70点満点) + 価格評価点(30点満点)

イ) 最優秀提案者等の選定

各応募者のうち総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「1-3. 設計・施工・工期等に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

4) 優先交渉権者の決定

桑名市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次 点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者の

みを決定する。このとき、応募者の技術評価点が35点以上の場合を優先交渉権者とし、35点未満の場合は失格とする。

5) 審査結果の通知及び公表

桑名市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、桑名市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者以外の特定JVの代表企業名及び構成員企業名は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に桑名市へ説明を求めることができる。